

第2章 単独事業

（

（

（

第2章 単独事業

治水対策としては、天井川の平地化や尻無川の流末処理等を基本とし、当面の目標として時間雨量50ミリメートル相当(1/10年確率)の降雨に対応できるよう河川改修を進めることとしており、補助事業での執行が困難な箇所を単独事業で改修することにより、県内全般にわたって治水安全度の均衡ある向上を図るものとする。

なお、改修に当たっては、生物の生息空間を尊重し、河川の特徴に応じた工法を選択するなど多自然型川づくりを推進するものとする。

また、憩いやふれあいの場として親しみの持てる水辺空間の整備を図るとともに、琵琶湖の湖岸の侵食防止や湖畔林・水生植物帯の保全再生・植栽などを行うことにより、良好な河川・琵琶湖の環境を確保するものとする。

事項	補助率	根拠法令	採択基準	主な該当河川	備考
単独河川事業 河川改良事業			<p>指定区間内の1級河川において施行する工事で、補助事業での執行が困難であり、緊急を要するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一定区間を計画的に改良する工事。 河川管理施設を新設するまたは改築することにより河川の安全度を高める工事。 他事業と合併することにより、河川の安全度を高める工事。 	十津寺川	
みずべみらい再生事業 河川環境保全事業			<p>河川敷内の堆積土の除去や高草木を伐開することにより、河川の疎通能力を高めるとともに、河川環境の美化を図る事業。また、河川管理施設の維持補修または改築を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 河川敷内の障害物の伐開、除去 環境を著しく悪化させている草木の伐開 河床堆積物の浚渫及び整正 治水上支障となる障害物の除去 河川施設の維持補修 	野洲川 愛知川 芹川	
河川環境整備事業			<p>高水敷や河川敷等を整備することにより、広く住民が河川に親しみ、河川空間の有効活用が図られ、また周辺環境との調和を保ちながら整備することにより、河川環境の改善・河川愛護活動の促進が図られ効果のある事業。</p> <ol style="list-style-type: none"> 河川区域内で治水上支障とならない水辺空間整備であること。 不法占用物件の排除後の管理に資する環境整備を含む。 堤外民地でないことの確認をする。 地元市町村との整備後の管理協定を締結する。 河川環境を改善するために必要な調査。 学びの水辺、健やかの水辺を優先的に取り組む。 	琵琶湖	
湖岸保全整備事業			<p>琵琶湖岸の各所で生じている侵食現象を防止するとともに、湖畔林やヨシ等の植栽整備を行い、また、コンクリートや矢板による人工湖岸を自然湖岸に再生整備し、湖岸の適正な利用や維持管理を図る事業。</p> <ol style="list-style-type: none"> 対策工法の策定並びに追跡調査 湖畔林やヨシ原の機能の実態調査ならびに植栽方法の検討調査 砂浜を保全するための事業 河畔林・ヨシ原の植栽事業 人工湖岸の再生事業 		
河川管理費 河川予定地対策事業			<p>河川用地取得後の維持管理または從前機能の保持対策に要するもの。</p>	長浜新川	

